



発行：令和8年（2026年）9月1日発行 株式会社ベストアドバイス

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-16-4 NKビル1F

TEL ☎ 0120-010-492 FAX ☎ 0120-894-492

✉ info@bestadvice.co.jp 🌐 <https://www.bestadvice.co.jp>

信託制度（家族信託）と成年後見制度

信託制度は、平成18年に制定された信託法に基づき、

「契約信託」「遺言信託」「自益信託」「商事信託」

など、高齢の方や障害のある方の生活を支援する福祉目的だけでなく、企業の資金調達手段としてなど様々な領域で幅広く活用されています。



最近よく聞く「家族信託」とは、ご親族の間で財産管理・継承を目的に行う信託契約で、認知症対策、生活支援、教育資金、相続対策などに活用されています。

「信託制度（家族信託）」は法律上の契約行為なので、財産を託す人（委託者）の判断能力が低下するとできなくなります。

信託内容は、委託者・受託者・受益者の三者間で、財産の管理や運用、売却・処分まで自由に決められますが、医療や施設の契約などの「身上監護」は原則できません。

一方、同じ財産管理制度である「成年後見制度」は、判断能力が低下した後は（法定後見）、将来に備える場合（任意後見）に活用されます。

財産の維持・管理に加え、病院や施設の手続きなど「身上監護」が可能です。投資運用や居住用不動産の売却には制限があります。

どちらの制度が良いか悪いかではなく、管理・サポートしたい内容状況に合わせて、例えば、元気なうちに「家族信託」で財産管理や継承の道筋をつけつつ、将来の「身上監護」や、万が一に備えて「成年後見（任意後見）制度」を併用する方法もあります。

（向山）



←詳しくは「法務省」HPなどをご参照ください